

令和3年度の国民健康保険税の税率などが変わりました

◎問い合わせ 保険医療課 ☎0561・56・0738

国民健康保険の被保険者（加入者）は、高齢化の進展などにより医療費も増加しています。将来にわたり国民健康保険を健全に運営し、保険給付を適切に行うため、国民健康保険税の税率などを改正しました。次年度以降の税率などについては、保険給付の推移などを考慮し、毎年検討していきます。

国民健康保険税率などの変更

区分		改正前(令和2年度)	改正後(令和3年度)	差
医療保険分	所得割	6.03%	6.07%	0.04%
	均等割(人数)	25,900円	25,700円	▲200円
	平等割(世帯)	22,500円	21,200円	▲1,300円
後期高齢者 支援金分	所得割	1.79%	1.97%	0.18%
	均等割(人数)	7,500円	8,100円	600円
	平等割(世帯)	6,600円	6,700円	100円
介護保険分	所得割	1.50%	1.75%	0.25%
	均等割(人数)	8,200円	9,300円	1,100円
	平等割(世帯)	4,800円	5,200円	400円

国民健康保険税の軽減措置

前年中の世帯の所得が基準額以下の場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて軽減(7割・5割・2割)されます。地方税法等が改正され、個人所得課税の見直し(給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等)に伴い、一定の給与所得者等(※1)が2人以上いる世帯は、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、影響が生じないように、軽減判定基準の見直しを行いました。

▼2割軽減

改正前(令和2年度)	基準額：33万円+52万円×被保険者数(※2) 以下
改正後(令和3年度)	基準額：43万円+52万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

▼5割軽減

改正前(令和2年度)	基準額：33万円+28.5万円×被保険者数(※2) 以下
改正後(令和3年度)	基準額：43万円+28.5万円×被保険者数(※2)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

▼7割軽減

改正前(令和2年度)	基準額：33万円以下
改正後(令和3年度)	基準額：43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※1 一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える人)と公的年金などの支給を受ける人(65歳未満：公的年金などの収入が60万円を超える人/65歳以上：公的年金の収入が110万円を超える人)

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含まれます。

国民健康保険税の賦課限度額

賦課限度額に変更はありません。

区分	令和3年度
医療保険分	63万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護保険分	17万円
合計	99万円



●詳しくは、町ホームページ「ホーム > くらし・防災 > 保険・年金 > 国民健康保険 > 令和3年度国民健康保険税について」をご覧ください。

